

第1回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和5年6月7日（水） 午前10時～午前10時55分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、齋藤委員、細田委員、丸山委員、渡部委員

（労働者代表委員）小菅委員、佐々木委員、原委員、山田委員

（欠席：小林委員）

（使用者代表委員）菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員

（欠席：松川委員）

（事務局）栗村局長、市川労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）第57期岩手地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について

（2）令和5年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

- ・審議日程について
- ・審議会の公開について
- ・実地視察の実施について
- ・その他

（3）その他

5 議事内容

事務局から、第57期岩手地方最低賃金審議会委員が紹介され、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

また、新選任委員である植村亜季子公益代表委員、渡部あさみ公益代表委員を紹介し、新任の事務局員の紹介を行った。

○事務局

それでは、開会に当たり岩手労働局長栗村勝行より御挨拶申し上げます。

（栗村局長挨拶）

次に、事務局から、議事録署名人に労働者代表委員から小菅孝広委員、使用者代表委員から菊池透委員、公益代表委員については、この後会長に選出された委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）第57期岩手地方最低賃金審議会会長、会長代理の選出について

○事務局

それでは、議題に入ります。議題（1）「第57期岩手地方最低賃金審議

会会長、会長代理の選出について」事務局から提案させていただきます。

最低賃金決定要覧（令和5年度版）の144ページを御覧ください。最低賃金法第24条で、最低賃金審議会に会長を置く（第1項）、会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する（第2項）、会長は会務を総理する（第3項）、会長に事故があるときはあらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する（第4項）と定められております。会長に選出されますと、労働局長の求めに応じ、又は必要と認めた場合に審議会を招集し、議長として議事を整理し採決を行い、審議会を代表して労働局長に答申を行うこととなります。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。立候補及び推薦により候補者を募りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<会長候補者及び会長代理候補者の人選について>

異議等はなく、立候補を募り、立候補がない場合は推薦により会長及び会長代理候補者を人選するという事務局案が承認された。

<会長の選出について>

立候補者はいなかった。

次に、推薦を求めたところ、齋藤信之委員から丸山仁委員が推薦され、丸山委員から推薦を受ける旨の意向が示されたため、丸山委員を会長に選出することが諮られ、出席委員全員の賛成により丸山委員が会長に選出された。

<会長代理の選出について>

立候補者はいなかった。

次に、推薦を求めたところ、丸山委員から細田清委員が推薦され、細田委員から推薦を受ける旨の意向が示されたため、細田委員を会長代理に選出することが諮られ、出席委員全員の賛成により細田委員が会長代理に選出された。

（異議等は無かった。）

○事務局

ありがとうございました。第57期岩手地方最低賃金審議会会長に丸山委員、会長代理に細田委員が選出されました。

それでは、ここからの進行を丸山会長にお任せします。よろしく願いいたします。

（2）令和5年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

● 審議日程について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（2）の1項目目「審議日程について」で

す。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは説明いたします。資料No.3（「令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）」）及び資料No.4（「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」）を御覧ください。今年度の審議計画案は、岩手県最低賃金は10月1日、特定（産業別）最低賃金は年内発効を目標に進めるスケジュールで、昨年度3月17日に開催されました令和4年度第8回岩手地方最低賃金審議会で承認が得られております。しかし、今年度の審議については、今年度の審議会で改めて承認を得る必要があります。また、各委員に8月までの日程調整表を送付いたしまして、回答をいただいた結果、計画に変更が必要な部分がございます。資料No.5の審議会開催計画（修正案）を改めて提案いたします。

（事務局から、資料No.4「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」により、岩手県最低賃金を10月1日に改正発効するためには、8月7日までに答申を出す必要があることが説明され、次に資料No.5「令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）」により、今年度の標準的な審議日程が説明された。）

○丸山会長

事務局から、今年度の審議計画(案)が示されました。このことについて協議したいと思います。意見のある委員は御発言願います。

（意見等はなかった。）

○丸山会長

専門部会は4回開催するという計画ですが、3回で結審した場合は審議会を前倒しで行うという説明がありました。よろしいですね。

（異議等はなかった。）

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、事務局から示されました今年度の審議計画案を承認したいと思います。

● 審議会の公開について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（2）の2項目目「審議会の公開について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

説明いたします。資料No.2（「岩手地方最低賃金審議会規程集」）を御覧ください。審議会の公開につきましては、2ページ「岩手地方最低賃金審議会運営規程」及び13ページ「岩手地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領」に基づき、会議は原則として公開とする、ただし、

公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、審議会長は会議を非公開とすることができると定められており、その運用が「岩手地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領」の15ページに掲載されております。

岩手地方最低賃金審議会では、令和元年度から審議会を実質的に全部公開としておりますが、専門部会は非公開としております。専門部会の公開という公開範囲の拡大を求める声もあります。4月6日に行われた中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会においても、議事の公開について議論されています。

(事務局から、資料No.10「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」により、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当との結論に至ったこと、今年度の中央最低賃金審議会目安小委員会から公労使三者が集まって議論を行う部分は公開すること、について説明が行われた。)

また、東北の労働局の専門部会公開状況について御説明いたします。

(事務局から、口頭で東北の労働局の専門部会の公開状況について、青森・秋田の2局が一部公開、岩手を含む他の4局については非公開としていること、青森・秋田2局の専門部会の公開の内容について説明が行われた。)

「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」による議事の公開についての考え方を受けて、岩手地方最低賃金審議会の専門部会の公開について、今後の取扱いについて御審議いただきたいと考えております。

○丸山会長

ただ今、事務局から、「審議会の公開について」説明がありました。御質問はありますでしょうか。

○藤田芳男委員

事務局に質問いたします。東北の労働局の今後の公開に向けた取組みについて、わかっている範囲で教えてください。

○事務局

宮城が青森と同様に第1回専門部会を公開する、福島が中央最低賃金審議会目安小委員会と同様に公労使三者が集まって議論を行う部分は公開する、とのことでした。

○丸山会長

地方最低賃金審議会は、社会的に注目度の高い審議会だと認識しています。社会に対して説明責任を果たすという義務があるものと考えており、透明性の確保という観点からも議事の公開については、真摯に向き合う必要があると考えています。

一方で、専門部会の金額審議においては、現場の詳しい実情に触れるような内容が話し合われ、また、金額審議は労使の歩み寄りを求める交渉でもあり、全ての審議を公開してしまうと率直な意見交換が損なわれるおそれもあり、議事の円滑な進行が妨げられるとも言えましょう。

労働者側委員、使用者側委員の皆様の率直な意見をお伺いしたいと考えています。

○佐々木正人委員

中央最低賃金審議会でも目安小委員会を公開していくという説明をいただきましたが、連合本部においても審議会は原則公開すべきという考え方です。ただし、その考え方を地方最低賃金審議会に対しても強制的に適用させるということではありません。地方最低賃金審議会の公開については、地方最低賃金審議会でも審議が必要なものと考えています。

これから、現在非公開となっている専門部会について、公開に向けての議論を行っていくということを考えますと、今年度の専門部会を公開していくということは、時期尚早ではないかと考えています。将来的には専門部会の公開が必要であるとは思いますが、まだ議論が必要であると考えています。

運営小委員会などで課題を解決していき、公開できる体制を作っていくと考えています。

○丸山会長

ただいまの御意見は、基本的には専門部会の公開には賛成だが、慎重な議論が必要であるということですね。公開の程度や範囲については、全部を公開するというのでしょうか。

○佐々木正人委員

いろいろな意見があるでしょうから、公開の程度や範囲は、審議の中で詰めていきたいと考えています。

○藤田芳男委員

審議会というものは公開が原則であり、地方最低賃金審議会も例外ではありません。議論の透明性の確保が当然のことであり、国民に対する説明責任を果たすということが必要だと思います。

ただし、個人情報、企業の重要な情報については、保護されなければいけないという大事な一面もあります。その保護しなければいけないも

のを具体的にどのように保護していくか、については、その内容によって考えていく必要があると思います。

これまで、岩手地方最低賃金審議会の専門部会は非公開でしたので、いきなり全部公開というのはハードルが高いというのなら、初めはいわゆるスモールスタートという考え方で、東北の他の局で実施している、例えば第1回専門部会を公開していくということはこれからの取組みとして考えられるように思います。そのように考えると、第1回専門部会では、参考人意見聴取があり、地方最低賃金審議会委員以外の参考人の方が委縮するようなことがあれば、それは保護しなければいけない、ということになるかと思えます。この問題については、事務的に解決できるのではないかと思えます。

○原利光委員

ただいま、藤田委員がおっしゃっていた第1回専門部会については、必要な配慮をしながら、公開していくということは十分可能ではないかと思えます。また、参考人の意見や労働者側の基本的な考え方をメディアや傍聴人の方々に発信していくよい機会だと考えます。

○丸山会長

専門部会を非公開とすべきであるという意見はありませんでした。岩手地方最低賃金審議会の方向性としては、専門部会の公開に向けて取り組んでいくということによいでしょうか。

(異議なし)

これまで非公開としていた専門部会について、まずは第1回専門部会を配慮すべき点は配慮し公開するという方法もあるという具体的な御発言がありました。

さきほど、佐々木委員から、今年度からの公開は時期尚早であるという意見がございましたが、佐々木委員から御意見をいただけますでしょうか。

○佐々木正人委員

専門部会の中で扱われる個人情報などが保護されるのであれば、専門部会については公開してもよいと思っていますので、その部分の議論がなされて問題が解決できれば、今年度からの公開でもよいと思います。

○丸山会長

ただ今、佐々木委員から、個人情報などが保護されるのならば、今年度からの実施でもかまわないという御意見をいただきましたが、公開の実施時期について、藤田委員はどのようにお考えでしょうか。

○藤田芳男委員

審議会は原則公開であるという考え方をふまえて申し上げれば、今年度は公開できず、来年度なら公開できる、という理由はないと考えます。

○丸山会長

さきほど佐々木委員から、公開に係る問題点については運営小委員会において審議をしていくことも考えていく必要があるという意見をいただいていたのですが、具体的な問題点、懸念というのはあるのでしょうか。岩手地方最低賃金審議会から運営小委員会に検討を要請する場合、具体的にどのような部分を検討してもらいたいという内容を明らかにする必要があります。

○佐々木委員

さきほど挙げられた個人情報の保護、すなわち、意見聴取者である参考人に対する配慮について、参考人は関係労使の意見聴取に関する公示に対して、意見を述べようとし自ら意見書を提出するものですから、公開されてもおかしくないと考えるのが自然であると思います。関係労使団体から参考人の推薦を求める場合は、推薦時などに参考人に意見聴取は公開で行われることを説明すればよいことだと思います。ですから、現段階では、運営小委員会に検討を要請する内容は思いつきません。

○丸山会長

これまでの意見をまとめてみます。

まず、岩手地方最低賃金審議会としては、審議会・専門部会の議事については審議の透明性を確保するために公開に向けて取り組んでいく必要がある。そして、これまで非公開としてきた専門部会について、全部公開とすることは率直な意見交換を阻害しないという点で支障があるおそれがあることから、まずは、第1回専門部会を原則公開とする。第1回専門部会では、参考人の意見聴取が行われ、労使の基本的な考え方が述べられ、そして本来の目標とすべき引上げ額の金額提示まで行われ、第2回専門部会以降、金額審議が行われるという流れとなります。いわゆる最初の一步として、第1回専門部会を原則公開とし、問題が生じれば検討し、第2回、3回の専門部会については今後継続的に議論を進めていく、ということによろしいですね。

(異議なし)

それでは、事務局は岩手県最低賃金第1回専門部会を原則公開とする準備を進めてください。

● 実地視察の実施について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題(2)の3項目目「実地視察の実施につい

て」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

一時中断しておりました実地視察につきましては、昨年度、実施することができました。実地視察の実施は本省も求めているところであり、昨年度の第8回本審議会においても承認が得られているところがございます。昨年度第8回本審議会での承認事項は、宮古市以北の製造業とのことですので、事務局といたしましては、

原材料価格高騰の影響を受けたと思われる製造業

県北に次いで賃金額が低い沿岸部

有効求人倍率が内陸部に比べ低い沿岸部

令和元年度の視察は県北部、2年3年度は実施せず、4年度は県南部これらの内容を総合的に勘案し、岩泉町の食料品製造会社（岩泉ホールディングス乳業事業部）及びパッキン製造会社（岩手アライ）、視察日程は、6月16日（金）を提案いたします。資料No.6となります。訪問事業場の都合もありますので、現在はこの日程で仮予約とさせていただきますことを申し添えます。

○丸山会長

事務局から、今年度の実地視察について提案がありました。このことについて協議したいと思います。意見のある委員は御発言をお願いします。

○山田清秋委員

事務局に質問いたします。視察事業場の労働組合の有無は確認していますか。労働者と意見交換するとしても、労働組合が組織されている場合は労働者も意見を言いやすいでしょうし、労働組合が組織されていない場合は労働者が意見を言いにくいということがあると思います。

また、調査項目に「労使関係の安定」という項目がありますが、どの程度の関係なのか確認しているのでしょうか。労使関係の安定性というのは、労働組合の有無によって大きく異なるものと思われる。

○事務局

視察事業場の労働組合の有無については、確認しておりません。意見交換の際の配慮として、労働者との意見交換の時には使用者に一時退席していただき、労働者が自由に発言できるような環境としています。

調査項目の「労使関係の安定」について、ここの項目は「賃金の改定に当たって考慮した事項」の6項目のうち該当する項目に丸印を記入していただく内容となっております。仮に「労使関係の安定」の項目に丸印がなかった場合は、例えば、委員から「この項目は全く考慮しなかつ

たのですか」と聞いていただくことも考えられると思います。

○丸山会長

山田委員、よろしいですか。

○山田清秋委員

視察事業場の選定に当たっては、労働組合の有無を確認し、労働組合が組織されている事業場を選定していただきたいと要望します。

○丸山会長

ほかに意見のある委員はいらっしゃいますか。

(質問、意見等はなかった。)

本件についても事務局提案どおりとしてよろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、本件について事務局提案を承認いたします。

● その他

○丸山会長

次の議題に入ります。議題(2)の4項目目「その他」です。事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

今まで議題として取り上げていただいたこと以外に、令和4年度の岩手地方最低賃金審議会では、次のことが審議会運営上の了解事項として確認されており、これに基づいて昨年度の審議が行われてきたところでございます。①岩手県最低賃金は10月1日発効、特定(産業別)最低賃金は年内発効を目標に審議日程を調整すること、②運営小委員会は、必要性が認められた時に設置すること、③岩手県最低賃金の参考人意見聴取は、労働者3人、使用者2人から行うこと、④行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、最近の景況、物価動向及び家計調査、岩手労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること、⑤効率化の観点から資料をスリム化する試みを継続し、最低賃金決定要覧等に掲載されている資料は作成しないことの5項目です。

これらの了解事項を、今年度も引続きとするかについて、岩手地方最低賃金審議会の方針を改めて確認させていただきたいと思います。

○丸山会長

事務局から、昨年度の審議会運営上の了解事項5項目について、今年度も引き続きとしてよろしいか意見が求められました。このことについて、岩手地方最低賃金審議会の方針を取りまとめたいと思います。意見

のある委員はご発言をお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

本件についても事務局提案どおりとしてよろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、本件について事務局提案を了承いたします。

○丸山会長

ほかに何かありますか。何も無ければ次の議題に移ります。

(提案等はなかった。)

(3) その他

○丸山会長

次の議題に入ります。議題(3)「その他」です。事務局ありますか。

○事務局

資料No.7-1、7-2、資料No.8、資料No.9及び資料No.12-1、12-2を御覧ください。岩手地方審議会長または岩手労働局長あて、意見書、要請書が提出されていますので読み上げて報告させていただきます。

(事務局から、資料No.7-1及び7-2「令和5年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書(岩手県議会議長)」、資料No.8「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請(全労連東北地方協議会議長、全労連北海道地方協議会議長、岩手県労働組合連合会議長)」、資料No.9「令和5年度岩手県最低賃金の改正等について(岩手県商工労働観光部長)」、資料No.12-1、12-2「最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明(岩手弁護士会会長)」の順に、要請要旨が読み上げられた。)

○丸山会長

会長として要請の趣旨はしっかり受け止めたいと思います。委員の皆様から何かご意見はありますか。

(委員から発言はなかった。)

○丸山会長

ほかに何かありますか。何もなければこれで議事を終了します。